

広域振興局長

提出者 株式会社 いわちく

住所 〒028-3311 岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地

氏名 代表取締役社長 藤村 明智

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

## 地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

## 1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	株式会社いわちく	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	5,387 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	45 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者			

## 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
本社工場	〒028-3311 紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地	4,832 kℓ
物流センター	〒028-3311 紫波郡紫波町犬淵字南谷地32-11	246 kℓ
久慈工場・営業所	〒028-8111久慈市宇部町1-59-7	122 kℓ

備考1 \*印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載する
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。（A4）





別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(令和5)年度									
	エネルギーの使用量			販売したエネルギー使用量			E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	前年度二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	対前年度比二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D				
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL					
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL					
揮発油(ガソリン)		kL			kL					
ナフサ		kL			kL					
ジェット燃料		kL			kL					
灯油	14.11	kL	515		kL	515	35	34	1	
軽油	2.69	kL	102		kL	102	7	8	-1	
A重油	839.68	kL	32,664		kL	32,664	2,311	2,452	-140	
B・C重油		kL			kL					
石油アスファルト		t			t					
石油コークス		t			t					
石油ガス		t			t					
液化石油ガス(LPG)	32.94	t	1,650		t	1,650	99	106	-7	
石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>					
液化天然ガス(LNG)	688.20	t	37,645		t	37,645	1,919	1,807	112	
可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>					
その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>					
石炭	原料炭	t			t					
	輸入原料炭	t			t					
	原料炭	t			t					
	コークス用原料炭	t			t					
	吹込用原料炭	t			t					
	一般炭	t			t					
輸入一般炭	t			t						
輸入無煙炭	t			t						
石炭コークス	t			t						
コールタール	t			t						
コークス炉ガス	千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>						
高炉ガス	千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>						
発電用高炉ガス	千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>						
転炉ガス	千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>						
都市ガス	0.51	千m <sup>3</sup>	23		千m <sup>3</sup>	23	0	5	-5	
その他の燃料	( )									
( )										
黒液	t			t						
木材	t			t						
木質廃材	t			t						
バイオエタノール	kL			kL						
バイオディーゼル	kL			kL						
バイオガス	千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>						
その他バイオマス	t			t						
RDF	t			GJ/t						
RPF	t			GJ/t						
廃タイヤ	t			GJ/t						
廃プラスチック(一般廃棄物)	t			GJ/t						
廃プラスチック(産業廃棄物)	t			GJ/t						
廃油	kL			GJ/kL						
廃棄物ガス	千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>						
混合廃材	t			t						
水素	t			t						
アンモニア	t			t						
その他燃料( )										
小計①						72,599	4,371	4,412	-41	
産業用蒸気	GJ			GJ						
産業用以外の蒸気	GJ			GJ						
温水	GJ			GJ						
冷水	GJ			GJ						
地熱	GJ			GJ						
温泉熱	GJ			GJ						
太陽熱	GJ			GJ						
雪氷熱	GJ			GJ						
小計②										
電気事業者①	15,626.63	千kWh	135,014		千kWh	135,014	7,454	7,831	-377	
電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh			千kWh					
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh					
自家発電		千kWh			千kWh					
太陽光		千kWh			千kWh					
水力		千kWh			千kWh					
風力		千kWh			千kWh					
その他	332.72	千kWh	1,198		千kWh	1,198				
小計③						136,212	7,454	7,831	-377	
合計④=①+②+③						208,810	11,825	12,243	-418	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	5,187	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	11,825 t-CO <sub>2</sub>
メタンの排出量	t-CO <sub>2</sub>
一酸化二窒素の排出量	t-CO <sub>2</sub>
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO <sub>2</sub>
三ふっ化窒素の排出量	t-CO <sub>2</sub>
合計	11,825 t-CO <sub>2</sub>

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。  
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。  
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

## 別紙 その2

### 1 地球温暖化対策計画の達成状況

#### 【目標値の達成状況(進捗状況)】

令和6年度の実績は、令和3年度実績183.2に対し、エネルギー原単位を1%以上削減する。  
令和5年度原単位=168.1(▲8.2%)算定式変更の値

#### 【具体的な取組状況】

- ①豚処理加工施設の効率的稼働を推進する。→通年実施
- ②第一食肉処理の照明器具のLED化で年間5.5KL削減。→2月実施(▲10千kwh/月)
- ③味工芸棟の照明器具のLED化で年間9.2KL削減。→未実施(令和6年度実施予定)
- ④節水による浄水、給水設備の節電、燃料の削減。→通年実施
- ⑤管理部門は暖房20℃、冷房28℃設定にすることでA重油、灯油、電力の削減を図る。→クールビズ・ウォームビズ実施
- ⑥本社内の建物の撤去、新築に伴うエネルギーの効率的な使用に努める。→不要蒸気配管切り離し
- ⑦第一食肉の生産付帯設備(蒸気、給湯、給水配管等)のリニューアルによる省エネ。→故障対応のみ実施
- ⑧油炊きボイラーをLNGボイラーに更新する。→未実施

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

令和5年度に太陽光発電設備を導入する。→導入設置(令和6年5月～稼働)

省エネルギー委員会:年度ごとに実施計画を策定し、4半期ごとに進捗状況を報告する。→実施

エネルギープロジェクトが、毎月のエネルギー使用量、生産数量等の計測、分析を行う。→実施

### 2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

温室効果ガス(フロンガス)の充填、回収後の破壊証明等冷媒ガスの管理強化。可燃ごみ、不燃ごみ、金属、ガラス、プラスチックごみ等の分別回収を徹底する。→通年実施

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (令和5年度)

自動車		二酸化炭素の排出			燃料使用 量対前年 度比(%)
燃料別	保有台数	燃料使用量 (A)	排出係数 (B)	排出量 (A×B)	
ガソリン	15 ( 3 )	12,717 ℓ	2.29 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	29,123 kg-CO <sub>2</sub>	99.7
軽油	31 ( )	95,731 ℓ	2.62 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	250,765 kg-CO <sub>2</sub>	101.7
LPG	( )	kg	2.99 kg-CO <sub>2</sub> /kg	kg-CO <sub>2</sub>	
電気		kWh	0.477 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub>	
その他	( )		kg-CO <sub>2</sub> /( )	kg-CO <sub>2</sub>	
合計	46 ( 3 )			279,887 kg-CO <sub>2</sub>	102.7

備考1 保有台数欄の ( ) には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況 (進捗状況)】

令和6年度実績は令和3年度実績の2%以上削減する。272124.1kg-CO<sub>2</sub>(R3) : 102.9%

○エコドライブ

空ふかし、急発進、急加速をしない。アイドリングストップの徹底

【具体的な取組状況】

○輸送の合理化

配達ルート of 効率化により車両燃料の低減を図る

○電動車

近隣地域移動手段として、電気自動車を検討。

○自動車利用抑制

従業員2~3kmの近隣者については相乗り、自転車等により通勤車両の減車に努める

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項